

新規就農支援制度

那珂川町の制度

農業後継者育成支援事業

親元就農者、農業の研修を受ける者(研修者)、研修を受け入れる農業者(受け入れ農家等)を支援します。

- 対象者 ①親元就農者 【主な要件】認定農業者の農業経営を継承する就農日における年齢が50歳以下の者
- ②研修者 【主な要件】町内外の認定農業者等で農業研修を受ける50歳以下の者で、月120時間以上の研修を6か月以上受け、研修後1年以内に町内で独立・自営就農を開始する者。
- ③受け入れ農家等【主な要件】町内で農業研修者を受け入れる認定農業者等
- 補助金額 ①の対象者 農業後継者支援交付金 50万円
農業後継者(土地利用型)機械整備支援事業費補助金
機械の取得経費の1/2以内、限度額150万円
- ②・③の対象者 研修期間の内、6か月以上12か月分まで、月額2万円

園芸作物振興対策事業

園芸作物の栽培を希望する新規就農者の就農及び新品目の栽培、規模拡大を目指す農業者が必要とする施設、栽培管理用

機械、資材等の導入を支援します。

- 対象経費 ①パイプハウス等導入に要する施設資材購入費
②栽培管理用機械及び出荷調整用器具購入に要する経費
③栽培管理資材、種子等購入に要する経費
- 補助金額 ①の経費の1/2以内、限度額150万円
②の経費の1/2以内、限度額30万円
③の経費の1/2以内、限度額20万円

農産物加工推進事業

農産物の加工販売推進に向けて、必要な技術の習得、調査研究、加工機械器具等の整備を支援します。

- 対象経費 ①加工や販売など6次産業化の実践に向けて必要な技術習得、調査研究に要する経費
②試作加工に必要な調査、加工委託経費
③加工機械器具等の整備に必要な経費
④販売推進活動に必要な経費
- 補助金額 ①②は限度額100万円、③④は経費の1/2以内、限度額50万円

農作物鳥獣被害防止対策事業

農作物等を鳥獣から保護する防除用器具の設置等を支援します。

- 対象経費 鳥獣被害防止柵設置のために必要な経費
(機械器具購入費、委託料等)
- 補助金額 対象経費の1/2以内、限度額5万円

耕作放棄地再生利用緊急対策事業

里山環境を維持するため、耕作放棄地の再生を推進し、農地の維持、農業生産力の向上を支援します。

- 主な要件 事業面積10a以上
- 対象経費 耕作放棄地解消に要する経費(農地整地費等)
- 補助金額 対象経費の1/2以内、限度額30万円